

防災計画書の取扱いについて

平成13年春期部会

防災計画書の作成について

高層建築物や不特定多数の人が利用する一定規模以上の建築物等の防災対策については、昭和56年住指発第190号及び住防発第16号の通達により、確認申請に際して防災計画書の提出が指導されてきた。しかし、平成12年4月1日から機関委任事務が廃止され、この通達も廃止され専ら国の考え方の参考資料にとどまるものになった。

なお、従来防災計画書の作成は、設計段階において設計者や建築主等が防災対策を総合的に考え検証していくものであった。さらに建物完成後には、防災計画書は建物管理者へ伝えられ、火災時の避難方法や日常の維持管理の参考資料として有効に活用されてきた。

今後も一定規模以上の建築物等については、防災評定等を受けることが望ましい。

<参 考>

(1) 日本建築センター等の防災評定を受けることが望ましい建築物

- ① 高さが31mを超える建築物。ただし、令第129条の13の2の規定により、非常用の昇降機の設置を要しない建築物は除く。
- ② 旅館及びホテルの用途に供する建築物で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡を超えるもの。
- ③ 高さが31m以下の大規模建築物、複合用途建築物等で、利用者数、あるいは平面計画の複雑さ等により、建築主事が特に必要と認めるもの。

(2) 特定行政庁の防災計画審査を受けることが望ましい建築物

- ① (1)の①に該当する共同住宅の用途に供する建築物で、災害時の避難人員が限定され、平面計画も平明なもの。
- ② 高さが31m以下の大規模建築物、複合用途建築物等で、利用者数、あるいは平面計画の複雑さ等により、建築主事が特に必要と認めるもの。

【解 説】

高さが31mを超える建築物の防災対策については、建築基準法、消防法等の個々の規定への適合のみならず、それぞれの建築物の計画条件に即した総合的な防災計画を作成して計画することが望ましい。

防災評定対象建築物の基準は、昭和63年5月特定行政庁連絡協議会構造分科会合意事項を継承している。

防災計画書を作成するための指針としては「新・防災計画指針」がある。新たに「避難安全性検証法の解説及びその計算例」に避難計画の一部が言及されている。